

労働基準広報 2019 No.1990

4/11

CONTENTS

特集 外国人雇用管理指針の改正ポイント ————— 6

特定技能の外国人に対し必要な届出や 1号特定技能外国人支援等を適切に実施

今回の改正は、実に12年ぶりの大改正であり、平成31年4月1日からの働き方改革関連法による改正労働基準法等の本格施行や同日施行となる改正入管法における特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者に関する事項などについて盛り込まれたもの。主な改正内容は、①「外国人労働者の募集及び採用の適正化」、②「適正な労働条件の確保」、③「安全衛生の確保」、④「労働保険・社会保険の適用等」、⑤「適正な人事管理、教育訓練、福利厚生等」、⑥「解雇等の予防及び再就職の援助」、⑦「労働者派遣または請負を行う事業主に係る留意事項」、⑧「外国人労働者の雇用状況の届出」、⑨「外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置」——など多岐にわたるものとなっている。

(編集部)

● 転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 16
第47講 本格施行を迎えた働き方改革関連法
**働き方改革は昭和的生き方との決別
普段から適切な管理ならば危惧無用**
(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

● 労働判例解説/ NHK(名古屋放送局)事件 — 20
無給のテスト出勤期間中の賃金支払い請求等
**テスト出勤の作業も「労働」であり
最低賃金相当額の支払い必要と判示**
(平成30年6月26日・名古屋高裁判決)
(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

● 相談です! 弁護士さん ————— 32
相談16「従業員を向出させたい」
～向出労働者の利益に配慮したルール整備～
**労働者の利益に配慮したルール整備、
労働者の個別状況への配慮が必要**
(執筆/弁護士・迫田宏治〔さこだ法律事務所〕)
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

● NEWS ————— 1
(厚労省・介護(補償)給付の最高限度額等を改定)常時介護の場合の上限は16万5150円に
/ (31年1月末現在の就職内定率等)高校の内定率は前年比0.4ポイント増の94.7%/ (31年1月末・労働保険の適用状況)保険料収納率は前年同期比0.3ポイント減の86.6%/ほか

● 労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⑤ — 40
**社長から怒鳴られ続け、
うつ病を発症したと主張**
～職場で仕事の打合せ中、
社長が割り込み退職を強要された～
(労働評論家・飯田康夫)

● 本誌読者アンケート — 31 ● 労務資料 平成30年 就労条件総合調査結果② ～労働時間制度～ — 42 ● わたしの監督雑感 栃木・真岡労働基準監督署長 野澤卓也 — 54 ● 労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(31ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法 [改正労基法による時間外の上限規制] 転職前後で通算して適用か — 48 弁護士・加島幸法
労働時間 [介護事業所で勤務間インターバルを検討] 宿日直の扱いどうなる — 50 弁護士・岡村光男
労災保険法 [上司のパワハラで「うつ病」と診断] 労災保険の適用は — 52 特定社労士・三戸礼子

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内